

「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき  
保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報  
の利用及提供に関する指針（案）について」

- ◆ 氏名等： 日本薬剤疫学会 レセプトデータベース特別委員会
- ◆ 所在地： 〒113-0032 文京区弥生 2-4-16 日本薬剤疫学会事務局
- ◆ 連絡先： Tel&Fax:03(5802)8603
- ◆ 意見
  - 該当箇所と意見内容：

「第三 データの提供」中の「1 利用及び制限(2)データ加工」及び「2 データの利用に係る申請及び審査」
  - 意見内容  
統計法に準じた取扱いとすることを、明記すべきである。
  - 理由：

新統計法の制定において、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと基本的な思想の転換が行われたことは、周知のところである。今回のデータも、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する「公的統計」として位置づけられるものである。したがって、統計法に準ずる扱いとすることは当然である。
  - 提案：

以上の理由により以下の「なお書き」を追加することを提案する。

第三 データの提供

1 利用及び提供の制限 (2)

「・・・データは利用目的の達成に必要な範囲で、必要な加工を行った上で提供するものとする。なお、データの加工については、統計法「第3章調査票情報等の利用及び提供」の規定を準用する。」

2 データの利用に関わる申請及び審査。

「・・・データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。なお、審査の手順や基準については、統計法に準じた扱いとする。」